

調剤管理料及び服薬管理指導料に関する事項

【調剤管理料】

- 服用薬剤の種類や服用経過などを記録した『薬剤服用歴の記録』を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用などの有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無を確認致します。

内服薬を調剤した場合	1剤につき (3剤まで)	27日分以下の場合	10点
		28日分以上の場合	60点
内服薬以外の場合			10点

【服薬管理指導料】

- 薬剤服用歴に基づき、処方された薬剤の名称、用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用に関する主な情報を文書により提供し、薬剤の服用に関して基本的な説明を行います。
- その他、患者様の食生活や生活環境等の情報を記録し、薬の服用に際して不都合がないかを確認し、場合によっては処方医師に情報提供致します。
- ジェネリック医薬品使用促進のため、薬剤情報提供文書により、ジェネリック医薬品に関する情報（薬の有無や価格など）を提供致します。
- 残薬の状況について、患者様ごとに作成した薬剤服用歴の記録に基づき確認し、必要に応じて手帳に記載します。残薬が相当数認められると判断される場合には、処方医に対して連絡し、投与日数等の確認を行います。
- 調剤日、薬剤の名称、用法、用量、相互作用、その他服用に際して注意すべき事項を手帳に記載致します。
- 薬剤交付後の服薬状況、服薬期間中の体調変化等について、担当した薬剤師が必要だと判断した場合は、電話等で確認し、情報提供いたします。

3ヵ月以内に処方せんを持参された方	お薬手帳を持参された方	45点
	お薬手帳をお忘れの方	59点
3ヵ月以上処方せんを持参されていない方		59点
介護老人福祉施設等に入所されている方		45点
情報通信機器を用いて服薬指導を受けられた方	前回から3ヵ月以内	45点
	前回から3ヵ月以上	59点

個別の調剤報酬の算定項目の分かる 明細書の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称等が記載されるものですので、その点をご理解いただき、明細書の発行を希望されない方（ご家族が代理で会計をされる場合も含みます）は、お申し出ください。

施設基準に関するお知らせ①

当薬局は、以下の施設基準の届出を行い、当該加算を算定しています。

【調剤技術料】

調剤基本料 1	地域支援・医薬品供給対応体制加算 1
連携強化加算	電子的調剤情報連携体制整備加算
在宅薬学総合体制加算：該当なし	無菌製剤処理加算：該当なし
バイオ後続品調剤体制加算	

【薬学管理料】

かかりつけ薬剤師指導料：該当なし	特定薬剤管理指導加算 2：該当なし
在宅患者訪問薬剤管理指導料	在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算：該当なし
在宅中心静脈栄養法加算：該当なし	

◆ ジェネリック医薬品の調剤について

当薬局では医療費を抑え、お薬代の負担が軽くなるジェネリック医薬品の調剤を積極的に行っています。

◆ 電子的調剤情報連携体制整備加算について

当薬局では、「オンライン資格確認」・「電子処方箋」の対応ができる体制を整えています。

- ・オンライン資格確認システムを通じて患者様の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤・服薬指導等を行う際に同意いただいた情報を閲覧し、活用しています。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証利用）を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療DXに係る取組を実施しています。

施設基準に関するお知らせ②

◆ 連携強化加算について

当薬局は、災害や新興感染症発生時において、医薬品の提供施設として薬局機能を維持する体制を整備しています。

- ・ 改正感染症法に基づく **第二種協定指定医療機関** として指定を受けています。
- ・ **オンライン服薬指導** に対応しています。
- ・ **要指導医薬品及び一般用医薬品** を取り扱っています。
- ・ **感染症に係る検査キット** を取り扱っています。

◆ 地域支援・医薬品供給対応体制加算について

当薬局は、休日、夜間を含む開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制を整備しています。

時間外連絡先： 080-3188-8810

◆ 在宅患者訪問薬剤管理指導について

在宅で療養中の患者様のうち通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服用の指導及び管理のお手伝いをさせていただくことができます。ご希望される場合はお申し出ください。（担当医師の了解と指示等が必要となります）

◆ 在宅薬学総合体制加算○

当薬局は、~~状態の急変時等の開局時間外における在宅業務に対応できる体制を整備しています。~~

急変時の開局時間外における在宅業務の対応	可
医療用麻薬（注射薬含む）の取り扱い	あり・なし
高度管理医療機器の取り扱い	あり・なし
輸液・注射薬の無菌調整の対応	可・不可
小児在宅（医療的ケア児等）の対応	可・不可
医療材料・衛生材料の取り扱い	あり・なし

介護保険サービス提供事業者について

当薬局は介護保険サービス提供事業者であり、当事業者の介護保険に関する取り扱いは以下の通りです。

1. 提供するサービスの種類

居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

2. 営業日および営業時間

月・火・水・金：8時30分～17時30分

木・土：8時30分～12時30分

休み：日・祝

緊急時は上記の限りではありません。

3. 利用料金

単一建物居住者が1人	5 1 8 単位/回
単一建物居住者が2～9人	3 7 9 単位/回
単一建物居住者が10人以上	3 4 2 単位/回
情報通信機器を用いて行う場合	4 6 単位/回

1単位 = 10円

所得に応じて1～3割

※ 麻薬薬剤管理の必要な方は、上記金額に100単位が加算されます。

※ 離島等に所在する事業所のサービスのご利用に関しては、上記金額の月の合計金額に15%が加算されます。

※ 中山間地域等に所在する小規模事業所のサービスのご利用に関しては、上記金額の月の合計金額に10%が加算されます。

※ 離島や中山間地域等に居住する方へのサービスのご利用に関しては、上記金額の月の合計金額に5%が加算されます。

指定居宅療養管理指導事業者 運営規定

（事業の目的）

第1条

1. まつもと薬局 古野店（指定居宅サービス事業者）が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、まつもと薬局 古野店の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

（運営の方針）

第2条

1. 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - ・ 保険薬局であること。
 - ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
 - ・ 麻薬小売業者としての許可を取得していること。
 - ・ 利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
 - ・ 居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

（従業者の職種、員数）

第3条

1. 従業者について
 - ・ 居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
 - ・ 従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
 - ・ 従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
2. 管理者について
 - ・ 常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、まつもと薬局 古野店の管理者との兼務を可とする。

（職務の内容）

第4条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

（営業日および営業時間）

第5条

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。
2. 通常、月・火・水・金曜日の8：30～17：30、木・土曜日の午前8：30～午後12：30とする。
3. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

指定居宅療養管理指導事業者 運営規定

（通常の事業の実施地域）

第6条

1. 通常の実施地域は、 鳥栖市 の区域とする。

（指定居宅療養管理指導等の内容）

第7条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
- ・ 処方せんによる調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
 - ・ 薬剤服用歴の管理
 - ・ 薬剤等の居宅への配送
 - ・ 居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
 - ・ 使用薬剤の有効性に関するモニタリング
 - ・ 薬剤の重複投与、相互作用等の回避
 - ・ 副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
 - ・ A D L、Q O L 等に及ぼす使用薬剤の影響確認
 - ・ 使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
 - ・ 麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
 - ・ 病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
 - ・ 患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
 - ・ 在宅医療機器、用具、材料等の供給
 - ・ 在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
 - ・ その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

（利用料その他の費用の額）

第8条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービス内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
3. 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。なお、自動車を利用した場合は、以下の距離別徴収額を基準とする。
- | | |
|------------|-----|
| 片道 〇～ 〇km | 〇〇円 |
| 片道 〇～ 〇〇km | 〇〇円 |
| 片道 〇〇km超 | 〇〇円 |

（緊急時等における対応方法）

- 第9条 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

（その他運営に関する重要事項）

第10条

1. まつもと薬局 古野店は、社会的使命を十分認識し、従業員の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、〇〇薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は 令和7年7月1日より施行する。

保険外の費用について

当薬局では療養の給付と直接関係のない以下の項目においては、実費での負担をお願いしていますので、ご了承ください。

■ 薬剤の容器代

水剤容器	30mL,60mL	40円
	100mL	50円
	200mL	70円
	300mL	100円
	500mL	140円
軟膏容器	10g	30円
	20g	40円
	30g	40円
	50g	50円
	100g	80円
計量カップ	10mL	30円
スポイト		30円
点鼻容器		60円
一包化	※調剤報酬規定外の対応時	10円/包

■ 調剤した薬の郵送代（患者希望に基づく場合）

郵送代	室温品・冷所品等、対応により異なる ※郵便局、ヤマト運輸、佐川急便 調剤日の各社料金表に基づき 負担額が少なるものを選択
-----	---